

2025 年度一橋大学大学院経営管理研究科 入学手続案内

経営管理研究科事務室

この度は、一橋大学大学院経営管理研究科への合格、おめでとうございます。
以下の「入学手続案内」をよくお読みのうえ、必要な作業を行ってください。

1. 入学料の納入について

(1) 入学料

納入金額 **282,000 円**

日本国内在住者には、「合格通知書」と共に「受取書・振込依頼書」(入学料用)を郵送して
おります。その「振込依頼書」を必ず使用し、納入期間内に上記金額を振込んでください。
ATM・パソコン等からの振込はできません。なお、授業料は入学手続きの際には納める必要
はありません。

(2) 納入期間 **2025 年 2 月 27 日(木)から 3 月 5 日(水)まで (期間厳守)**

注1 入学料が不要な国費外国人留学生にあっては、入学料の納入の必要はありません。

注2 **海外の銀行から振込を行う場合、「282,000 円」が満額入金となるように納入してください。**
(例) 振込手数料：APPLICANT(OUR) ※「依頼人負担 (OUR)」を選択。**手数料を
減じた結果入学料額に満たなかった場合、不足分が振込まれるまで手続きは完了いたし
ません。**(「海外からの振込先情報」については[こちら](#)からご確認ください。)

注3 本学には、入学料の免除・徴収猶予の制度があります。希望される場合は、入学
料を納入せずに、上記入学料納入期間内に学生支援課にて入学料免除・徴収猶予
申込書を記入し、申請書類の交付を受け、学生支援課から指定された期間内に申
請を行ってください (納入後の免除・徴収猶予の申請はできません)。

なお、免除実施枠は例年僅かであり不許可者が多数発生する等、例年、全般的に厳
しい状況です。入学料納入の準備は事前に行っておいてください。

※入学料の納入がない場合入学辞退者とみなされますので、必ず上記の期間内に納入してください
(入学料が不要な国費外国人留学生を除く)。やむを得ず入学辞退となる場合は、本案内にある「2.
入学辞退について」の欄をご参照ください。

※「2025 年度入学料免除・徴収猶予 (延納)、授業料免除・徴収猶予 (延納・分納) ([詳細はこちら](#))
及び日本学生支援機構奨学金の申請手続きについて ([詳細はこちら](#))」により、入学料免除・徴収
猶予申込書の提出等を行った場合は、その手続きの終了をもって入学料納入の手続きを完了したも
のとします。

2. 入学辞退について

万一、諸事情により入学を辞退する場合には、『**入学辞退届**』をご提出していただく必要があります。速やかに経営管理研究科事務室 (hub-km.g@ad.hit-u.ac.jp) 宛にメールにて連絡のうえ、以下の URL よりダウンロードした指定用紙に必要事項を記載、氏名欄に押印した原本を提出してください。

→参照：「Q56 入学辞退の手続き方法」<https://www.sba.hub.hit-u.ac.jp/faq/>
【様式ダウンロード】<https://www.sba.hub.hit-u.ac.jp/assets/files/faq/nyugakujitai.pdf>

【提出方法】封筒表面に「**入学辞退届**在中」と**朱書き**の上、

〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学経営管理研究科事務室宛へ送付

<海外在住の方>

PDF ファイルまたは画像ファイル (jpeg 形式) での提出を可とします。ただし、「氏名欄」は自署(外国籍の方のみ)、押印欄には認印(外国籍の方はサイン)が必要です。

【データ提出先】hub-km.g@ad.hit-u.ac.jp (経営管理研究科事務室 教務担当)

3. 入学手続き書類について

入学に必要な提出書類等については、2月下旬にご案内します。

学生カード(写真付)等への記入、公的機関等にて申請の上、揃えていただく書類があります (*住民票や在学中の方(または、出願時「卒業(修了)見込」だった方)は卒業(修了)後に発行された卒業(修了)証明書・成績証明書など)。不在等で手続きが滞らないよう気を付けてください。

4. その他

○志願票連絡先に記載のメールを定期的にご確認ください

経営管理研究科事務室から入学前にメールにてご連絡をする場合があります。

○住所(来日含む)及び連絡先メールアドレスの変更

変更が判り次第、速やかに経営管理研究科事務室教務担当 (hub-km.g@ad.hit-u.ac.jp) へお知らせください。

○授業料の納入時期・納入方法・納入金額等

2月下旬に改めて通知いたします。

○学生寮等

学生寮等については、6月と12月(予定)に本学ウェブサイト「入居者募集要項」を公表しますので、要項に従い申請してください。